新監査公表第 12 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第7項の規定に基づき監査 を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月27日

新潟市監査委員 古 侯 誉 浩

同 伊藤秀夫

同 五十嵐 完 二

同 串田修平

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準(令和2年2月28日監査委員訓令第1号)に 準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1)対象団体

公益財団法人新潟観光コンベンション協会

(2) 所管課

観光・国際交流部観光政策課

第4 監査の着眼点

- (1) 対象団体
 - ・設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
 - ・経営成績及び財政状態は良好か。
 - ・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
 - ・出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
 - ・内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
 - ・自立的な経営を進めるための取組み(自主財源の確保等)はどうなっているか。
- (2) 所管課
 - ・対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、 管理を行っているか。
 - ・対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

令和3年4月から令和4年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟観光コンベンション協会の執務室等

(2) 実施日程

令和4年7月28日から令和4年12月27日まで

第8 監査対象団体の概要

(1)名称及び所在地

公益財団法人新潟観光コンベンション協会 (新潟市中央区西堀前通6番町894-1 西堀6番館ビル4階)

(2) 基本財産等

421,030 千円 (市出捐額 300,550 千円 市出捐比率 71.4%)

(3) 設立目的及び事業

公益財団法人新潟観光コンベンション協会(以下「協会」という。)は、コンベンション開催による本市及び周辺地域の地域経済の活性化と文化の向上を主な目的として、平成3年に本市、県、新潟商工会議所、民間企業31社の出捐により財団法人新潟コンベンションビューローとして設立された。その後、新潟市観光協会より観光事業が移管され、平成8年に財団法人新潟観光コンベンション協会に名称変更し、観光とコンベンションの振興による地域経済の活性化と文化の向上を目的として、主に次の事業を行っている。

ア 観光事業

イ コンベンション事業

(4)沿革

昭和63年 新潟コンベンション・ビューローが任意団体として設立

平成3年 財団法人新潟コンベンションビューロー設立

平成8年 財団法人新潟観光コンベンション協会に名称変更

平成24年 公益財団法人に移行

(5)組織の状況

(単位:人)

		合計	市派遣	市兼任	市職 OB	他団体	プロパ	その他
						派遣	Ţ	
役員		23		2	3			18
	常勤	2			2			
	非常勤	21		2	1			18
聙	战員	41	2	21		5	8	5
	常勤	15	2			5	8	
	非常勤	26		21				5
合 計		64	2	23	3	5	8	23

※令和3年7月1日現在

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

科目	令和3年度	令和2年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	37, 160, 317	42, 446, 455	$\triangle 5, 286, 138$
2 固定資産	541, 339, 846	555, 272, 866	\triangle 13, 933, 020
(1)基本財産	421, 030, 000	421, 030, 000	0
(2)特定資産	40, 470, 563	42, 510, 840	$\triangle 2,040,277$
(3) その他固定資産	79, 839, 283	91, 732, 026	$\triangle 11, 892, 743$
資産合計	578, 500, 163	597, 719, 321	△19, 219, 158
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債	10, 783, 796	18, 069, 934	$\triangle 7, 286, 138$
2 固定負債	8, 729, 313	7, 014, 590	1, 714, 723
負債合計	19, 513, 109	25, 084, 524	$\triangle 5, 571, 415$
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産	421, 030, 000	421, 030, 000	0
2 一般正味財産	137, 957, 054	151, 604, 797	$\triangle 13,647,743$
正味財産合計	558, 987, 054	572, 634, 797	$\triangle 13, 647, 743$
負債及び正味財産合計	578, 500, 163	597, 719, 321	△19, 219, 158

(単位:円)

(単位:円)

イ 正味財産増減計算書

科 目 令和3年度 令和2年度 増 減 I 一般正味財産増減の部 経常収益 167, 177, 889 248, 631, 451 \triangle 81, 453, 562 経常費用 218, 366, 735 180, 825, 632 \triangle 37, 541, 103 当期経常増減額 $\triangle 13,647,743$ 30, 264, 716 △43, 912, 459 経常外収益 0 0 0 経常外費用 0 0 0 当期経常外増減額 0 0 0 当期一般正味財產增減額 $\triangle 13,647,743$ 30, 264, 716 \triangle 43, 912, 459 一般正味財産期首残高 151, 604, 797 121, 340, 081 30, 264, 716 一般正味財産期末残高 137, 957, 054 151, 604, 797 △13, 647, 743 指定正味財産増減の部 \prod 当期指定正味財產增減額 0 0 0 指定正味財産期首残高 421, 030, 000 421, 030, 000 0 指定正味財産期末残高 421, 030, 000 421, 030, 000 0 Ⅲ 正味財産期末残高 558, 987, 054 572, 634, 797 △13, 647, 743

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

[※]各年度とも3月31日時点の数値

(7)本市からの財政的援助の状況

協会の収入の多くは本市からの運営事業補助金等の財政的援助によるものであり、財政依存度は80%を超えている。令和2年度は運営事業補助金の執行残を本市と協議した上で、翌年度の事業費として積み立てたため、財政調整資金積立金が大幅に増額されている。

(単位:千円)

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
経常収益(A)	289, 405	264, 552	248, 532	248, 631	167, 178
市財政的援助(B)	246, 184	238, 958	223, 483	210, 539	148, 619
財政依存度 (B/A)	85. 1%	90.3%	89.9%	84. 7%	88.9%
財政調整資金積立金	39, 398	51, 608	59, 342	86, 117	75, 382

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光産業への影響及び協会の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度以降の本市の観光入込客数やコンベンション開催実績が大幅に減少している。これに対応すべく、協会は、旅行商品造成やコンベンション開催における感染対策に要した費用への助成や、無料貸出用の非接触式電子体温計の購入など、新型コロナウイルス感染症対策関連の支援を強化している。

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3年度
新潟市観光入込客数 (千人)	18, 505	19, 834	17, 648	10, 151	11, 759
コンベンション開催実績(件)	240	250	182	18	52
コンベンション参加人数(人)	111, 591	131, 464	91, 213	9, 152	19, 234
経常費用 (千円)	289, 791	251, 376	242, 553	218, 367	180, 826
感染症対策関連支出 (千円)				26, 863	17, 103

※新潟市観光入込客数の令和3年度分のうち令和4年1月から3月は速報値で集計

第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、 適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

新潟市観光情報館(時の旅人館)が観光及びコンベンション事業に有効活用されて おらず、当該施設の管理運営費に本市からの補助金が充てられているもの

所管課·団体

新潟県の観光拠点施設である新潟ふるさと村の敷地内にある新潟市観光情報館は、本市の観光情報発信拠点として活用するため、協会が本市からの寄附金により取得した建物であるが、現在、1階はMICEや観光客向けのパンフレット等の保管庫として使用され、2階は一般社団法人新潟県サッカー協会が入居しており、観光及びコンベンション事業には有効活用されていない。また、年間約300万円の賃料収入はあるものの、光熱水費や清掃業務委託等の管理運営費が年間600万円を超え、その不足分には本市からの補助金が充てられている。

当該施設は、平成3年に旧黒埼町の第三セクターが特産品の販売等を行う施設として開館したものだが、厳しい経営状況が続き、平成13年の旧黒埼町との合併後、本市は第三セクターから当該施設の有効活用について申入れを受け、協会にその運営を委ねることとした。平成14年に本市が旧黒埼町から引き継いだ基金を協会へ寄附し、その寄附金で協会が当該施設を買い取り、新潟市観光情報館を開館した。当初は1階で本市の観光地や特産品等を紹介し、2階を協会事務所としていたが、その後に事務所は移転し、観光案内業務についても多額の費用を要することから、平成29年3月に終了しており、それ以降は観光及びコンベンション事業としての有効活用はされていない。

本市から協会への補助金は、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域経済の活性化や文化の向上に資することを目的として交付されており、新潟市補助金等交付規則第3条によれば、観光政策課は当該補助金が公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならず、協会は当該補助金の交付目的に従い、誠実に補助事業を実施しなければならない。しかし、当該施設の現状は観光及びコンベンション事業に有効活用されていないにもかかわらず、その管理運営費の一部に当該補助金を充てており、当該補助金の交付目的に沿ったものとはいえない。

また、平成30年度に新潟県が実施した包括外部監査においても、当該施設は観光施設としての存在意義を失っており、老朽化した状況も踏まえ、その活用方法について関係者間で協議すべきとの意見が付されているが、具体的な協議は進んでいない状況である。

観光政策課及び協会は、観光施設として有効活用されていない当該施設の管理運営費に、市税という貴重な財源で賄われている補助金が使われていることをあらためて認識し、補助金が適正な使用となるよう当該施設のあり方について速やかに検討しなければならない。その上で、将来的にも観光及びコンベンション事業としての有効活用が見込めないのであれば、譲渡や解体なども視野に入れて新潟県や入居団体と協議するなど、現状の是正に向け真摯に取り組むよう求めるものである。

【新潟市観光情報館の収支の推移】

(単位:千円)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度
収入計	2, 641	3, 010	3, 133	3, 133	3, 162	3, 191	3, 104
(賃料収入)							
支出計	11, 370	8, 976	5, 792	5, 650	6, 011	5, 920	6, 291
(管理運営費)							
収支	△8, 729	△5, 966	△2, 659	△2, 517	△2,849	△2, 729	△3, 187
(市補助金)							

(2)注意事項

ア 現金出納帳が未整備だったもの 団体

【事実】

協会の金庫を確認したところ、現金が保管されていたが、現金出納帳を作成していなかった。

【見解】

協会の会計規則第9条では現金出納帳を整備することとしていることから、現金の 紛失、盗難、横領のリスクを防ぐため、会計規則に則り現金出納帳を作成する必要が ある。

イ 領収証書の取扱いが不適切だったもの 団体

【事実】

現金を受領する際の領収証書の使用方法を確認したところ、領収証書の発行の都度番号を付番していた。

【見解】

領収証書は使い始める前にあらかじめ全てのページに付番するなど、領収証書の不 正使用による横領のリスクへの対策をとる必要がある。

ウ 期末手当等にかかる賞与引当金が未計上だったもの 団体

【事実】

財務諸表に期末手当等にかかる賞与引当金が計上されていなかった。

【見解】

期末手当等は令和4年6月に支給されることが予想され、かつその金額も合理的に 見積もることができ、令和4年3月末時点で引当金計上の要件を満たしているため、 実質的に発生している額に相当する賞与引当金を計上する必要がある。

(3) 意見

協会は、本市及び周辺地域の観光とコンベンションの振興による地域経済の活性化と文化の向上を目的として活動している団体であり、プロパー職員のほか、本市職員や観光関連企業等からの派遣職員が在籍する官民連携組織である。その専門的な知識や技能、人脈を生かし、国や県の観光政策に合わせたセールス活動や、新潟市文化・スポーツコミッションと連携した文化・スポーツイベントの誘致などを実施してきたことにより、近年の観光入込客数やコンベンション開催実績は増加傾向にあった。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う、国内における外出 制限や各種イベントの中止・延期に加え、観光目的の入国者の受入停止などにより、 我が国の観光産業は大きな影響を受け、本市においても令和2年度以降の観光入込客 数やコンベンション開催実績は大きく減少した。このような状況の中、協会の業務は 質的変化が求められ、観光事業においては、料亭・割烹でのランチ付舞鑑賞や修学旅 行誘致を目的とした踊りの体験型プログラムなど、古町芸妓を活用した本市ならでは の新しい観光コンテンツを提供するとともに、賛助会員向けに SDGs をテーマとした研 修を行うなど、選ばれる観光地を目指して観光関連事業者の研鑽や受入体制の充実を 図ってきた。また、コンベンション事業においても、感染拡大直後より、感染対策費 用の助成や非接触式電子体温計の無料貸出などの支援策を拡充している。加えて、イ ンバウンド再開を見据え、オンラインを活用した誘致活動を積極的に実施するなど、 新型コロナウイルス感染症の影響が続く厳しい状況においても、観光客とコンベンシ ョン開催の回復に向け、観光産業の変化に対応した事業を迅速に行ってきたといえる。 令和3年度の観光入込客数やコンベンション開催実績は、令和元年度以前と比べる と大きく落ち込んだ状態にあるが、観光客については、今年度に実施された国による 全国旅行支援などにより、国内の観光需要が喚起されつつあり、水際対策緩和によっ て、今後多くの外国人観光客が来日することも見込まれる。特に、インバウンドの回 復に向けた国の各種施策が実施されることに加え、昨今の円安の状況下においては、 外国人観光客によるインバウンド消費の大幅な拡大が期待される。また、コンベンシ ョン開催については、オンラインでの開催も行われる一方で、スポーツ関連の大会や イベントを中心に現地での開催も徐々に戻りつつあり、本市で開催される G7 サミット 財務大臣・中央銀行総裁会議や佐渡金銀山の世界文化遺産登録などは本市を広くアピ ールできる絶好の機会である。この機を逃さず、新型コロナウイルス感染症の感染拡 大により疲弊した観光産業の回復に向け、本市及び周辺自治体、観光業界関係者等と 連携し、積極的な誘致活動等を行い、引き続き、交流人口の拡大による地域経済の活 性化及び文化の向上に貢献するよう望むものである。